第6章　活力ある産業が育つまち

施策23　農業環境を整備する

現状と課題

本市の農業振興を図るためには、農業資源となる農地・水・環境の保全、生産性向上のための農地整備及び消費者のニーズに対応した安心・安全な農産物を生産するための環境保全型農業の推進が必要です。

しかしながら、高齢社会の進展に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の適切な保全管理が困難となってきており、ほ場整備事業による農地整備についても、現状では、整備率が68.6%にとどまっています。

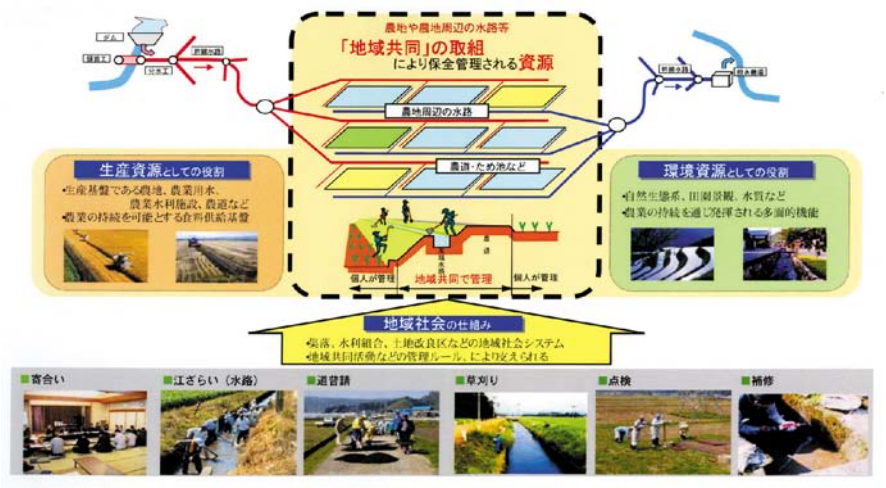
また、減化学農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業については、個別農家の対応による点的生産活動にとどまっています。

これら農業環境の向上のためには、農業者、農業団体等と連携し、一体的な整備を図る必要があります。



農業生産基盤を向上する
ほ場整備事業

農地・水・環境保全向上対策の基本的な考え方



基本方針

地域住民による農業資源の維持管理の支援及び農地の未整備地区におけるほ場整備事業並びに地域の一体的な環境保全型農業の推進を図ります。

施策の体系

- 農業環境を整備する
  - 農業生産基盤を整備する
  - 環境保全型農業を推進する

単位施策

39 農業生産基盤を整備する

地域住民による、農地・農業用水等の資源や農村環境を守るための活動組織と協定を締結し、活動計画書に定められた実践等を支援します。ほ場整備事業については、実施中の事業を進めるとともに、未整備地区の計画についても事業化を推進します。

主な事業
- 農地・水・環境保全向上対策のための共同活動支援
- ほ場整備事業

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
農地・水・環境保全向上対策〔共同活動支援〕の活動面積	2,447ha	3,500ha	3,500ha
ほ場整備の面積	4,269ha	4,350ha	4,530ha

40 環境保全型農業を推進する

農業資源を守る共同活動支援地域で、従来に比べ化学農薬・化学肥料を概ね5割減少させた栽培方式の取り組みを支援し、地域ぐるみの環境保全型農業を推進します。

主な事業
- 特別栽培農産物認定事業
- 農地・水・環境保全向上対策のための先進的営農活動支援

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
特別栽培農産物作付面積	67ha	80ha	95ha

施策24 農業の担い手を育成する

現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足のため生産構造の脆弱化が進んでおり、それにともない、ほ場整備事業の未実施地区や市街地近郊において遊休農地が増加傾向にあります。これらを解消し本市農業を振興するためには、地域農業を担う農業者（担い手）として認定農業者や集落営農組織の育成が不可欠です。

また、国は、平成19年度から支援対象を担い手に限定した政策を実施しています。

このため、本市では認定農業者の育成や集落営農組織設立に努めてきました。今後も、これら担い手の経営面積の拡大や法人化を推進する等、経営基盤の強化を図る必要があります。

認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定する仕組みで、国の支援策がこの認定農業者に重点的に行われます。

集落営農

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農とされています。



大型機械導入による経営基盤強化



認定農業者の愛称
「いきいきファーマー」
のロゴマーク

基本方針

農業の担い手となる認定農業者の育成や集落営農の農業生産法人化を推進します。

活用できる遊休農地については、農業の担い手に集積を図り、活用の困難な遊休農地については、景観形成作物の作付け等、農業生産以外の利用を進め、遊休農地の解消・活用に努めます。

施策の体系

- 農業の担い手を育成する
  - 認定農業者等を育成する
  - 遊休農地を解消･活用する

単位施策

41 認定農業者等を育成する

水田農業ビジョンに掲載されている担い手候補者を中心に、新規の認定農業者を育成します。

主な事業
- 認定農業者の育成
- 集落営農組織の育成

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
認定農業者の数	281人	335人	400人
認定農業者経営総面積	1,134ha	1,650ha	2,400ha

42 遊休農地を解消・活用する

増加する遊休農地の解消・活用を進めます。

主な事業
- 利用権設定等促進事業
- 農地保有合理化事業
- 特定法人貸付事業

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
遊休農地の面積	69ha	40ha	25ha

施策25 地産地消を進める

現状と課題

平成17年の本市の食料自給率は、カロリーベースで35％です。同様に、埼玉県の自給率は11％であり、国の自給率は40％です。

地場農産物を地域で消費する地産地消は、農業者には、流通経費の削減や価格の安定により農業生産意欲の拡大となり、消費者には、安心・安全・新鮮な農産物が手に入るなど、双方の利益になります。本市では、地場野菜の地域内流通促進や地場小麦による地粉うどんをはじめとした加工品の普及を推進してきましたが、消費者の更なる信頼を確保するため、トレーサビリティの徹底による農産物生産を行う必要があります。

市民のレクリエーションや農業体験の場である市民農園は、市が設置したもの2箇所、ＪＡくまがやが設置したもの1箇所で、利用率は約90％となっています。今後、団塊の世代の大量退職時代を迎え、農業への関心の高まり等から、市民農園の増設が必要になると考えられます。

トレーサビリティ
製品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいう。
追跡可能性とも言われる。



ミニ野菜の「ミニくま」


熊谷うどんまつり

基本方針

直売生産者の拡大や生産履歴による安心・安全な農産物を提供するとともに各種イベントを通して地場農産物等のＰＲを行っていきます。

また、市民農園については、既存農園の拡張や農地所有者が運営する市民農園の設置を促進していきます。

施策の体系

地産地消を進める
- 地産地消を進める
- 市民が農業に親しむ

単位施策

43 地産地消を進める

ＪＡくまがや及び県と連携し、生産者に対する生産履歴記帳と農薬の使用基準の徹底を推進するとともに、消費者と生産者の交流会、食育講座の開催、産業祭等のイベントをとおして 、農業理解を深め地産地消を推進します。

主な事業
- 地産地消推進事業
- 親子農業体験事業
- 産業祭

成　果　指　標	現　状　値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
地産地消参加農家数	712戸	750戸	850戸
直売所の売上	1,263.7百万円	1,420百万円	1,700百万円

44 市民が農業に親しむ

市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく農地所有者やＮＰＯ法人の市民農園設置やＪＡくまがやの農園拡張の促進をしていきます。

主な事業
- 市民農園整備促進事業

成　果　指　標	現　状　値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
市民農園総区画数	374区画	450区画	500区画

施策26 商業を活性化する

現状と課題

本市は、従来から県内の主要な広域型商圏の中心都市として県北地域に確固たる地位を築いて来ましたが、近年のモータリゼーションの進展や近隣市町への1万㎡を超える大型店の出店等により、その地位は相対的に低下しつつあります。また、市内においても大中型店の出退店が続くとともに、住宅地周辺に大型食品スーパーの出店が相次いでいます。

ティアラ21のオープンに伴い、熊谷駅周辺と本町・鎌倉町周辺を核とする商業集積の2極分化が進むとともに、商業地域にマンションが建設されるなど商業環境に大きな変化が生じています。

今後、本市の商業の活性化を図り、新たな賑わいを創出するためには、商業空間を再構築するとともに、創業や新規出店が可能な商業環境を創出する必要があります。



ウィンターイルミネーション　熊谷駅東口広場にて


鎌倉町ナイトバザール

基本方針

中心市街地活性化基本計画を早期に策定し、商業の活性化を促進します。

中心市街地においては、賑わいがあり、回遊ができて、快適に生活できるような商業空間を整備します。

周辺商業地においては、地域住民に密着した商業地域の形成を図ります。

施策の体系

- 商業を活性化する
  - 歩いて楽しめる商店街をつくる
  - やる気のある商業団体等への支援･育成

単位施策

45 歩いて楽しめる商店街をつくる

歴史や文化資源等を活用した商店街や魅力のある小径（パサージュ）等を整備して、歩いて楽しめる商店街を作ります。

主な事業
- 商店街支援事業
- 起業家支援事業

成　果　指　標	現　状　値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
ＱＲコードからの地域ポータルサイトへのアクセス数（累計）	226件	2,500件	5,100件

46 やる気のある商業団体等への支援・育成

個性あるやる気のある商業団体を支援・育成します。

主な事業
- 中小企業指導育成事業

成　果　指　標	現　状　値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
商店街活性化指定団体の数	3団体	5団体	10団体

施策27 企業活力を高める

現状と課題

市内の企業活力を高めていくことは、都市間競争のなか持続的に発展していくため重要な課題です。市内への新たな企業の立地や市内企業の成長は、企業間の取引や消費拡大及び市民の就労機会の増加につながり、地元経済全体への波及効果も非常に大きなものが期待できます。さらに、法人市民税・固定資産税等自主財源の確保にもつながります。

産業立地促進条例などにより、市内への企業誘致は大きな成果を挙げましたが、現時点では、企業誘致のための適地が非常に限られており、新たな適地の創出が重要な課題となっています。

また、地域経済を支える中小企業の経営の安定と就労環境の向上についても、国・県及び商工会議所など関係機関と協力して取り組む必要があります。

更には、市内企業の支援として、立正大学などの教育研究機関と市内企業との連携強化に取り組むとともに、商工会議所、商工会などの経済団体、熊谷工業団地工業会などの企業団体との連携を深めていく必要があります。



企業立地が進む妻沼西部工業団地



基本方針

市外企業の誘致を促進し、市内企業の操業を支援します。

地域経済の担い手である中小企業の活力を高めるとともに、そこに働く勤労者の福祉の充実等、就労環境の向上を関係団体と連携しながら推進します。

大学や研究機関との連携による企業の新製品開発や地域社会に貢献できる新分野への進出、創業・起業活動を促進します。

施策の体系

企業活力を高める
- 企業誘致・工業振興を図る
- 中小企業を支援する
- 産・学の連携を支援する

単位施策

47 企業誘致・工業振興を図る

市内への企業立地を促進するため、新たな工業用地の創出に取り組みます。また、市内企業の操業を支援します。

主な事業
- 企業立地促進法にもとづく基本計画への取り組み
- 事業手法、適地等の検討
- インターネット等を活用した企業ＰＲの支援
- 企業訪問

基本計画
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき地域産業活性化協議会での協議を経て作成した計画。

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
製造品出荷額等	7,564億円	8,500億円	9,000億円
従業者数	16,505人	18,000人	18,500人

48 中小企業を支援する

関係機関と連携し、中小企業の経営健全化を図り、人材育成、情報提供などを充実するとともに、融資制度の整備を図ります。また、地域資源活用展開支援事業への取り組みを支援します。

主な事業
- 中小企業指導育成事業
- 中小企業融資あっせん事業
- 雇用対策事業
- 地域資源活用展開支援事業の促進

地域資源活用展開支援事業
国が、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興のため、地域資源を活用した商品・役務の改良や販路開拓に意欲的に取り組む中小企業等を支援する事業。

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
地域資源活用展開支援事業採択件数	—	1件	3件

49 産・学の連携を支援する

立正大学との包括的な連携協定により、市内企業と立正大学等との連携を促進します。また、立正大学産学官連携推進センターと連携し各種事業に取り組みます。

主な事業
- 共同研究の促進
- 産学連携フォーラム
- 講座、講演会等の開催支援

成果指標	現状値	めざそう値 5年後	めざそう値 10年後
産学連携事業の数	2件	5件	10件